

「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」は 福祉施設などにお勤めの職員のための退職手当金制度です

法律で定められた制度です

昭和36年の創設以来、全国で延べ248万人に約2.9兆円を支給しています

- 「社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）」に基づく制度で、昭和36年に創設され、以来、制度改正を経て、現在、独立行政法人福祉医療機構が運営しています。
- 財源は、①施設等経営者の相互扶助による「掛金」と、②国・都道府県による「補助金（一部の施設等）」です。
- 掛金は積立金ではありません。毎年度、必要な支給総額を試算し、掛金・補助金で賦課しています。

2025年4月1日現在、この制度を利用している経営者は全国でおよそ1万7,000件です

- 施設・事業を運営する社会福祉法人のおよそ9割が利用しています（職員数は全国でおよそ88万3,000人）。

制度に加入できるのは、この法律で規定された施設・事業を運営している社会福祉法人等です

- 共済契約を締結した法人の職員のうち、雇用期間に定めのない職員は、採用した日から被共済職員となり、パートや臨時職員の方も一定の要件を満たすと同様に扱われます。
- なお、要件を満たしている職員は必ず制度に加入することになっています。

期間の合算(通算)制度があります

- 家庭の都合や結婚などで退職した後の復職や他の法人に転職した場合に、退職手当金を受けずに、期間を合算（通算）できる仕組みがあります。被共済職員期間が1年以上あり、退職後3年以内であれば、再び、この制度に登録している施設に勤務して加入した場合、期間を合算できるというものです。（※法人間の合意で期間継続する制度もあります）

○ 対象となる職員は…

- ・ 正規職員のみならず、パートや臨時職員の方も雇用契約の内容によって加入対象となります。加入の要件を満たした日から加入していただくことになっていきますので、正規職員以外の方は、採用日イコール加入日にはならない場合があります。なお、要件を満たしている場合は、必ず加入（お勤めの法人が手続きをします）することになっていきます。

※加入要件（次の①から③のいずれかに該当する職員です）

- ①雇用期間の定めのない職員（いわゆる正規職員）、②1年以上の雇用期間を定めて使用される職員で、正規職員の所定労働時間の2／3以上の者、③1年未満の雇用期間を定めて使用され、その期間更新により引き続き1年を経過した職員で、正規職員の所定労働時間の2／3以上の者

○ 退職手当金の計算方法は…

- ・ 退職手当金は、退職前6か月の平均本俸月額（「給与支給の規程で定められた本俸」＋「俸給の調整額」）に応じた計算基礎額に、被共済職員期間に応じた支給乗率を乗じた額になります。

（被共済職員期間、計算基礎額、支給乗率など、詳細はホームページで確認してください）。

- ・ 期間は「月単位」で計算し、通算して1年未満の端数月は切り捨てます。

1か月のうち、10日超、勤務した場合は「期間となる月」になります。年次有給休暇（1年に20日以内）も「期間となる月」とみなしています。育児・介護休業期間や労災休業期間も福祉医療機構に届出することで退職手当共済法で定められた「期間となる月」になります。

- ・ なお、共済契約者が掛金を納付していないとき、被共済職員となった日から起算して1年未満で退職したとき、犯罪行為等による退職などの場合は退職手当金が支給されません。

○ 制度の詳細は → ホームページのご案内 (<https://www.wam.go.jp/hp/cat/taisyokuteate/>)

- ・ 退職手当共済制度のあらましや、パンフレット、共済契約者向けのマニュアルや届出書類などのほか、退職した方の参考になる退職手当金の早見表、退職手当金の試算（シミュレーション）、退職手当金の請求手続きなど、制度の詳細を掲示しています。

独立行政法人福祉医療機構（WAM）

平成15年10月1日、福祉の増進と医療の普及向上を目的として設立された独立行政法人です。

国の施策と連携し、福祉医療の基盤整備を進めるため、①社会福祉施設及び医療施設の整備のための貸付事業、②福祉施設・医療施設の経営診断・指導事業、③社会福祉を振興するための事業に対するNPOへの助成事業、④社会福祉施設職員などのための退職手当共済事業、⑤障害のある方の生活の安定を図るための心身障害者扶養保険事業、⑥福祉保健医療情報を提供するワムネット（WAMNET）事業、⑦年金資金運用基金から承継した年金住宅融資等債権の管理・回収業務、⑧旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方への一時金の支給等の業務及びハンセン病元患者家族の方への補償金の支給等の業務など、多岐にわたる事業を展開しています。